

令和6年 教育委員会

第3回 定例会 議事日程

令和6年2月13日（火）

第1 議 案

【子ども総務課】

- (1) 議案第2号「教育に関する議案に対する教育委員会の意見聴取に係る臨時代理の報告及び承認」

【指導課】

- (2) 議案第3号「令和6年度教育管理職の任命に係る内申」【秘密会】

第2 協 議

【指導課】

- (1) 千代田区教職員健康管理規程の制定について
- (2) 幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則等の一部改正を改正する規則
- (3) 学校職員服務取扱規程の一部改正

第3 報 告

【九段中等経営企画室】

- (1) 令和6年度九段中等教育学校の入学適性検査の受検結果について

第4 その他

【子ども総務課】

- (1) 教育委員会行事予定表
- (2) 広報千代田（2月20日号）

議案2号

教育に関する議案に対する教育委員会の意見聴取に係る臨時代理の報告及び承認について

令和6年第1回千代田区議会定例会に提案した下記の教育に関する議案に対し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、区長から教育委員会の意見を求められ、教育長が千代田区教育委員会の権限委任に関する規則（平成19年千代田区教育委員会規則第28号）第4条第1項の規定に基づき、臨時に代理して意見を申し出たため、同条第2項の規定により、別紙のとおり報告し、その承認を求める。

記

議案名

議案第2号 令和6年度千代田区一般会計予算

議案第15号 千代田区立学校施設使用条例の一部を改正する条例

参考：関係法令条項

●地方教育行政の組織及び運営に関する法律

（教育委員会の意見聴取）

第29条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合には、教育委員会の意見をきかなければならない。

●千代田区教育委員会の権限委任に関する規則

（教育長の臨時代理）

第4条 教育長は、第2条各項の規定により、委任を受けた事務以外の事務について緊急に処理しなければならない事由が生じ、かつ、委員会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるときは、これを臨時に代理することができる。

2 教育長は、前項の規定により臨時に代理したときは、速やかに、委員会に報告を行いその承認を得なければならない。

5千政総務発第328号
令和6年2月6日

千代田区教育委員会 御中

千代田区長
樋口高顕
(公印省略)

教育事務に関する議案に係る意見聴取について

令和6年第1回千代田区議会定例会に下記の議案を提出するに当たり、別紙案のとおり作成いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。

記

<令和6年第1回区議会定例会提出予定議案のうち、教育に関する事務に係るもの>

議案名

議案第2号 令和6年度千代田区一般会計予算

議案第15号 千代田区立学校施設使用条例の一部を改正する条例

議案第 2 号 令和 6 年度千代田区一般会計予算

別冊 令和 6 年度一般会計予算書を参照

議案第15号

千代田区立学校施設使用条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和6年2月14日

提出者 千代田区長 樋口高顕

千代田区立学校施設使用条例の一部を改正する条例

千代田区立学校施設使用条例（昭和62年千代田区条例第16号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「及びお茶の水小学校」を削り、同表に備考として次のように加える。

備考 この表及び次表において「使用単位」とは、午前（午前9時から正午まで）又は午後（午後1時から午後5時まで）の時間区分をいう。

別表第2中「、富士見小学校」を「、富士見小学校、お茶の水小学校」に改め、同表1の項を次のように改める。

1 プールを除く施設

| 学校名 | | 使用料 | | | | | | | | |
|--------|----|--------|---------|---------|---------|--------|--------|--------|---------|---------|
| | | 麴町小学校 | 九段小学校 | 富士見小学校 | お茶の水小学校 | 千代田小学校 | 昌平小学校 | 和泉小学校 | 麴町中学校 | 神田一橋中学校 |
| 体育館 | 昼間 | 4,800円 | 7,000円 | 7,000円 | 7,600円 | 4,800円 | 4,800円 | 4,000円 | 7,000円 | 4,800円 |
| | 夜間 | 6,900円 | 10,000円 | 10,000円 | 10,200円 | 6,900円 | 6,900円 | 5,800円 | 10,000円 | 6,900円 |
| 武道場 | 昼間 | | | | | | | | 4,000円 | 4,000円 |
| | 夜間 | | | | | | | | 5,800円 | 5,800円 |
| 多目的ホール | 昼間 | | | 900円 | 1,800円 | 2,300円 | 3,400円 | | | 2,300円 |
| | 夜間 | | | 1,100円 | 2,200円 | 2,900円 | 4,300円 | | | 2,900円 |
| 会議室 | 昼間 | | | 900円 | 600円 | 600円 | 900円 | | 900円 | 900円 |
| | 夜間 | | | 1,100円 | 700円 | 700円 | 1,100円 | | 1,100円 | 1,100円 |
| 和室 | 昼間 | | | | 600円 | 600円 | | | 600円 | 1,200円 |

| | | | | | | | | | | |
|-----------|----|--------|--------|--------|--------|-----------------|--------|--------|--------|--------|
| | 夜間 | | | | 700円 | 700円 | | | 700円 | 1,400円 |
| ランチルーム | 昼間 | 4,800円 | 1,200円 | 2,400円 | 1,200円 | | | | 2,400円 | |
| | 夜間 | 6,900円 | 1,700円 | 3,400円 | 1,700円 | | | | 3,400円 | |
| 多目的室 | 昼間 | | | | 600円 | | | | | |
| | 夜間 | | | | 700円 | | | | | |
| 教室（1室につき） | 昼間 | 900円 | 900円 | 900円 | 900円 | 900円 | 900円 | 700円 | 900円 | 900円 |
| | 夜間 | 1,100円 | 1,100円 | 1,100円 | 1,100円 | 1,100円 | 1,100円 | 900円 | 1,100円 | 1,100円 |
| 合同教室 | 昼間 | | | | | | | | 4,000円 | |
| | 夜間 | | | | | | | | 5,800円 | |
| 校庭 | 昼間 | 1,300円 | 1,300円 | 1,300円 | 1,500円 | 1,300円 | 2,100円 | 1,300円 | 1,300円 | 1,300円 |
| | 夜間 | 3,000円 | 3,000円 | 3,000円 | 3,600円 | 3,000円 | 4,800円 | 3,000円 | 3,000円 | 3,000円 |
| 駐車場 | | | | | | 30分につ き 200円 | | | | |

備考 昼間の使用料は、1使用単位当たりの額とする。

別表第2 2の項中「麴町小学校」の次に「お茶の水小学校」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年7月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の別表第2に規定するお茶の水小学校の施設の使用について必要な手続は、この条例の施行の日前にこれを行うことができる。

（説明）

お茶の水小学校の改築整備に伴い、使用できる学校施設の範囲及び使用料を定めるほか、規定を整備する必要があります。

5千子子総収第187号
令和6年2月6日

千代田区長 樋口 高頭 殿

千代田区教育委員会
(公印省略)

教育事務に関する議案に係る意見聴取について (回答)

令和6年2月6日付5千政総務発第328号で照会のあった下記の議案については、異議ありません。

記

<令和6年第1回区議会定例会提出予定議案のうち、教育に関する事務に係るもの>

議案名

議案第2号 令和6年度千代田区一般会計予算

議案第15号 千代田区立学校施設使用条例の一部を改正する条例

令和5年度一般会計補正予算案 第5号の概要

I 一般会計歳入歳出予算の補正

| | |
|-----------|--------------|
| 一般会計補正予算額 | 6,317,526 千円 |
|-----------|--------------|

| | |
|------------|---------------|
| 一般会計補正後予算額 | 82,223,642 千円 |
|------------|---------------|

一般会計歳入歳出予算の補正（子ども部抜粋） 147,000 千円

【歳出】

| | |
|------------------|-------------------|
| 1 国・都補助金等過年度分精算金 | <u>147,000 千円</u> |
|------------------|-------------------|

令和4年度以前に、国や都から交付を受けた教育・児童福祉関連の各種負担金及び補助金の過年度精算金に不足が生じるため、追加の予算計上を行う。

【歳入】

| | |
|-------|-------------------|
| 1 繰越金 | <u>147,000 千円</u> |
|-------|-------------------|

II 繰越明許費

該当なし

III 債務負担行為の補正

該当なし

千代田区教職員健康管理規程の制定について

1 趣旨

千代田区立学校・園に勤務する教職員の健康管理に関する規定を整備する。

千代田区職員は、千代田区職員健康管理規則（昭和59年10月30日規則第47号）に基づき、人事課が実施する健康診断等を受診することになっている。しかしながら、当該規則の規定では、県費負担教職員が対象から除外されている。一方で、区費負担教職員である幼稚園教育職員及び九段中等教育学校教育職員（後期課程）は、当該規則の対象となっている。

現在の状況は、区立学校（園）に勤務する職員の大多数は教育委員会が実施する健康診断の対象となっているのが実情である。実態に即した健康管理を行うために、教育委員会が教職員の健康管理を担う根拠となる規程を制定する。

2 内容

- （1）千代田区職員健康管理規則に除外されていた教職員及び指導課で健康管理を実施している教職員の明確化する。
- （2）千代田区教育委員会を健康診断等の実施機関とする。
- （3）千代田区教育委員会は、長時間労働者に対して面接指導を実施し、医師の助言により必要に応じて就業を制限する。

3 規程（案）

別紙のとおり

4 施行期日

令和6年4月1日

○千代田区教職員健康管理規程（案）

令和6年 月 日教育委員会訓令第 号

（目的）

第1条 この規程は、千代田区立学校教職員（以下「教職員」という。）の福祉を増進し、もって学校教育の向上を図るため、教職員の健康管理に関する事項について定めることを目的とする。

（対象）

第2条 この規程で対象とする教職員は、学校園及び教育委員会事務局に勤務する職員とする。ただし、次に掲げる職員を除く。

- （1） 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項に定める特別職の職員
- （2） 地方公務員法第28条第2項により休職を命ぜられた職員
- （3） 教育委員会に事務従事する千代田区長が任命する一般職の職員
- （4） 千代田区保育士の任用等に関する要綱（令和元年12月13日31千子子支発第1468号）の規定に基づき任用された職員

2 前項の職員のうち地方公務員法（昭和25年12月13日法律第261号）第17条の規定に基づき任用される非常勤の職員、千代田区会計年度任用職員の任用等に関する規則（令和元年12月11日千代田区規則第16号）第1条に規定する職員、千代田区会計年度任用講師の任用等に関する規則（令和元年12月26日千代田区教育委員会規則第10号）及び東京都教育委員会の会計年度任用職員の任用等に関する規則（平成27年1月29日東京都教育委員会規則第4号）第2条に規定する職員は、週20時間以上学校園で勤務する職員とする。

（教職員の責務）

第3条 教職員は、この規程に定める事項を忠実に履行し、自己の健康の保持及び増進に努めなければならない。

（健康管理従事者の義務）

第4条 健康管理の業務に従事し、又は従事した者は、その職務上知り得た者の秘密を漏らしてはならない。

2 健康管理の業務に従事する者は、第1条の目的を推進するため、常にその業務に関する知識と技術の向上に努めなければならない。

(健康診断)

第5条 健康診断は、定期健康診断、雇入時健康診断、情報機器作業従事者健康診断、消化器系健康診断、肺がん健康診断、大腸がん健康診断、女性科健康診断、骨粗しょう症健康診断とする。

2 新規採用等職員は、予防接種等を前項とは別に受診することができる。

(実施機関)

第6条 健康診断は千代田区教育委員会（以下「委員会」という。）の定める医療機関又は検査機関において行うものとする。

(健康診断の判定)

第7条 第6条の規定による健康診断の判定は、委員会の指定する医師（以下「指定医師」という。）が別表第1に定める判定区分に応じて行う。

(面接指導)

第8条 委員会は、労働時間の状況その他の事項が教職員（第2条に定める会計年度任用職員、九段中等教育学校職員を除く）の健康の保持を考慮して次項に定める要件に該当する教職員に対し、指定医師による面接指導（問診その他の方法により心身の状況を把握し、これに応じて面接により必要な指導を行うことをいう。以下同じ。）を行わなければならない。

2 指定医師による面接指導の対象となる教職員の要件は次のいずれかに該当する者とする。

(1) 超過勤務時間が1か月80時間超、かつ、疲労の蓄積が認められる教職員

(2) 超過勤務時間が上記に満たない学校職員であって、長時間労働により疲労の蓄積が認められる、又は健康上の不安を有する教職員

(3) その他委員会が面接指導を必要と判断した教職員

3 面接指導の結果については、指定医師が別表第2に定める区分に従い、判定する。

(心理的な負担の程度を把握するための検査)

第9条 委員会は、毎年1回以上定期的に、教職員に対して心理的な負担の程度を把握するための検査を行わなければならない。

(伝染性疾患の発生報告及び予防措置)

第10条 教職員は、自己又は同居中の者が伝染性の疾病にかかったときは、速やかに委員会に報告しなければならない。また、これにかかる必要な措置をとらなければならない。

(記録の保存)

第11条 委員会は、この規程に基づいて作成した紙又は電磁記録を5年間保存しなければならない

ない。

(委任)

第12条 この規程の施行について必要な事項は、教育長が定める。

別表第1 (第7条関係)

| 区分 | 内容 |
|-----|------------|
| A | 異常所見なし |
| B | 軽度異常 |
| C | 要経過観察・生活改善 |
| D | 要再検査 |
| E 1 | 要精密検査 |
| E 2 | 要医療 (要受診) |
| F | 管理・治療継続 |

別表第2 (第8条関係)

| 指導区分 | 内容 |
|--------|---|
| A 要休業 | 勤務を休み治療に専念するよう指導する。 |
| B 要軽業 | ア 職員の実情を考慮して、勤務場所又は職務 (作業) の変更を行う等勤務上で十分配慮する。 |
| | イ 深夜勤務及び時間外勤務を命じない。 |
| C 要注意 | 勤務上過重な負担とならないよう配慮し、深夜勤務又は時間外勤務の時間若しくは回数を制限する。 |
| D 平常勤務 | 勤務を平常どおり行ってよい。 |

附 則

(施行期日)

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則等の一部改正並びに学校職員服務取扱規程の一部改正について

1 趣旨

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及び幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴い、東京都パートナーシップ宣誓制度の実施又はそれに類する制度の利用者を、婚姻を要件とする休暇制度等の適用対象に含めることとなることから、関連する教育委員会規則の改正を行う。

あわせて、学校職員服務取扱規程の改正を行う。

【東京都パートナーシップ宣誓制度とは】

性的マイノリティ^{※1}である人が暮らしやすい環境づくりを目的として、パートナーシップ関係^{※2}を宣誓した二者に対し、東京都が届出の受理・証明を行う制度

※1 性的マイノリティ 性自認が出生時に判定された性と一致しない者又は性的指向が異性に限らない者

※2 パートナーシップ関係 双方又はいずれか一方が性的マイノリティであり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常生活において継続的に協力し合うことを約した二者間の関係

2 改正する教育委員会規則及び改正内容

| | 教育委員会規則 | 改正内容 |
|---|-------------------------------|--|
| 1 | 幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則 | 深夜勤務の制限、超過勤務の免除・制限、早出遅出勤務、育児時間、子の看護休暇その他各種休暇における対象要件となる者にパートナーシップ関係の相手方を追加 |
| 2 | 幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則 | 別記様式扶養親族届の配偶者にパートナーシップ関係の相手方を追加 |
| 3 | 幼稚園教育職員の住居手当に関する規則 | 第2条第2項に規定する「家族」を「世帯の構成員」に改める。 |

3 改正する教育委員会規程及び改正内容

| | 教育委員会規程 | 改正内容 |
|---|------------|--|
| 1 | 学校職員服務取扱規程 | 禁止されるセクシュアル・ハラスメントの言動の定義に、「性別により役割を分担すべきとする言動又は性的指向若しくは性自認に関する言動」を追加 |

4 新旧対照表
別紙のとおり

5 施行期日
令和6年4月1日

新旧対照表（抄）

○幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則

| 新（改正後） | 旧（現行） |
|---|--|
| <p>（育児又は介護を行う職員の深夜勤務の制限） 第8条（現行に同じ） 2 条例第11条第1項の職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）<u>又はパートナーシップ関係（双方又はいずれか一方が性的マイノリティであり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常の生活において継続的に協力し合うことを約した2者間の関係その他の婚姻関係に相当すると任命権者が認める2者間の関係をいう。以下同じ。）の相手方（以下「配偶者等」という。）</u>で当該子（条例第11条第1項において子に含まれるものとされる者（以下「特別養子縁組の成立前の監護対象者等」という。）を含む。以下同じ。）の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして教育委員会規則で定める者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。 （1）深夜において就業していない者（深夜における就業日数が1月について3日以下の者を含む。）であること。 （2）負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により請求に係る子を養育することが困難な状態にある者でないこと。 （3）6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）以内に出産する予定である者又は産後8週間を経過しない者でないこと。 3から10まで（現行に同じ） 11 第9項の規定による請求がされた後深夜勤務制限開始日とされた日の前日までに、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、当該請求はされなかったものとみなす。 （1）当該請求に係る要介護者が死亡した場合 （2）当該請求に係る要介護者と当該請求をした職員との親族関係が消滅した場合、<u>パートナーシップ関係が解消された場合その他当該請求に係る要介護者が職員の要介護者の範囲から外れた場合（以下「親族関係等が消滅した場合」という。）</u> （3）当該請求をした職員が当該請求に係る要介護者を介護しなくなった場合 12から14まで（現行に同じ） （育児又は要介護者の介護を行う職員の超過勤務の制限） 第8条の2 1から14まで（現行に同じ） 15 第10項の規定による請求がされた後超過勤務制</p> | <p>（育児又は介護を行う職員の深夜勤務の制限） 第8条（略） 2 条例第11条第1項に職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）で当該子（条例第11条第1項において子に含まれるものとされる者（以下「特別養子縁組の成立前の監護対象者等」という。）を含む。以下同じ。）の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして教育委員会規則で定める者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。 （1）深夜において就業していない者（深夜における就業日数が1月について3日以下の者を含む。）であること。 （2）負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により請求に係る子を養育することが困難な状態にある者でないこと。 （3）6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）以内に出産する予定である者又は産後8週間を経過しない者でないこと。 3から10まで（略） 11 第9項の規定による請求がされた後深夜勤務制限開始日とされた日の前日までに、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、当該請求はされなかったものとみなす。 （1）当該請求に係る要介護者が死亡した場合 （2）当該請求に係る要介護者と当該請求をした職員との親族関係が消滅した場合 （3）当該請求をした職員が当該請求に係る要介護者を介護しなくなった場合 12から14まで（略） （育児又は要介護者の介護を行う職員の超過勤務の制限） 第8条の2 1から14まで（略） 15 第10項の規定による請求がされた後超過勤務</p> |

制限開始日とされた日の前日までに、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、当該請求はされなかったものとみなす。

- (1) 当該請求に係る要介護者が死亡した場合
- (2) 当該請求に係る要介護者と当該請求をした職員との親族関係等が消滅した場合
- (3) 当該請求をした職員が当該請求に係る要介護者を介護しなくなった場合

16から18まで (現行に同じ)

(育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務)

第8条の3 1から9まで (現行に同じ)

10 第8項の規定による請求がされた後早出遅出勤務開始日とされた日の前日までに、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、当該請求はされなかったものとみなす。

- (1) 当該請求に係る要介護者が死亡した場合
- (2) 当該請求に係る要介護者と当該請求をした職員との親族関係等が消滅した場合
- (3) 当該請求をした職員が当該請求に係る要介護者を介護しなくなった場合

11及び12 (現行に同じ)

(育児時間)

第22条 1及び2 (現行に同じ)

3 男子職員の育児時間は、次の各号のいずれかに該当する場合には、承認しないものとする。

- (1) 育児時間により育てようとする子について、配偶者等が労働基準法(昭和22年法律第49号)その他の法律又は条例等により出産後の休養を与えられている場合
- (2) 配偶者等が育児休業法その他の法律により育児休業をしている場合
- (3) 育児時間により育てようとする子について、配偶者等が常態として育てることができる場合

4 第2項の規定にかかわらず、男子職員の育児時間は、その配偶者等が当該子について育児時間(当該配偶者等が職員でない場合にあつては、労働基準法第67条の規定による育児時間又は他の法律若しくは条例等に基づく育児時間に相当するもの。以下同じ。)を利用するときは、1日について90分から当該配偶者等が利用する育児時間を差し引いた時間を限度とする。

5 (現行に同じ)

(子の看護休暇)

第22条の2 子の看護休暇は、12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子(配偶者等の子を含む。以下この項において同じ。)を養育する職員が、その子(次項において「養育する子」という。)の看護(負傷し、又は疾病にかかったその子の世話をを行うことをいう。)、予防接種の付き添い又は健康診断の付き添いのため勤務しな

制限開始日とされた日の前日までに、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、当該請求はされなかったものとみなす。

- (1) 当該請求に係る要介護者が死亡した場合
- (2) 当該請求に係る要介護者と当該請求をした職員との親族関係が消滅した場合
- (3) 当該請求をした職員が当該請求に係る要介護者を介護しなくなった場合

16から18まで (略)

(育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務)

第8条の3 1から9まで (略)

10 第8項の規定による請求がされた後早出遅出勤務開始日とされた日の前日までに、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、当該請求はされなかったものとみなす。

- (1) 当該請求に係る要介護者が死亡した場合
- (2) 当該請求に係る要介護者と当該請求をした職員との親族関係が消滅した場合
- (3) 当該請求をした職員が当該請求に係る要介護者を介護しなくなった場合

11及び12 (略)

(育児時間)

第22条 1及び2 (略)

3 男子職員の育児時間は、次の各号のいずれかに該当する場合には、承認しないものとする。

- (1) 育児時間により育てようとする子について、配偶者が労働基準法(昭和22年法律第49号)その他の法律又は条例等により出産後の休養を与えられている場合
- (2) 配偶者が育児休業法その他の法律により育児休業をしている場合
- (3) 育児時間により育てようとする子について、配偶者が常態として育てることができる場合

4 第2項の規定にかかわらず、男子職員の育児時間は、その配偶者が当該子について育児時間(当該配偶者が職員でない場合にあつては、労働基準法第67条の規定による育児時間又は他の法律若しくは条例等に基づく育児時間に相当するもの。以下同じ。)を利用するときは、1日について90分から当該配偶者が利用する育児時間を差し引いた時間を限度とする。

5 (略)

(子の看護休暇)

第22条の2 子の看護休暇は、12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子(配偶者の子を含む。以下この項において同じ。)を養育する職員が、その子(次項において「養育する子」という。)の看護(負傷し、又は疾病にかかったその子の世話をを行うことをいう。)、予防接種の付き添い又は健康診断の付き添いのため勤務し

| | |
|--|---|
| <p>いことが相当と認められる場合の休暇とする。</p> <p>2 から 6 まで (現行に同じ) (出産支援休暇)</p> <p>第23条 出産支援休暇は、職員がその配偶者等の出産に当たり、子の養育その他家事等を行うための休暇とする。</p> <p>2 出産支援休暇は、配偶者等の出産の直前又は出産の日から起算して2週間の範囲内で、1日単位として2日以内で承認する。ただし、職務に支障がないと認めるときは、1時間を単位として承認することができる。</p> <p>3 から 5 まで (現行に同じ)</p> <p>6 出産支援休暇を請求するときは、その配偶者等の母子手帳等を示さなければならない。 (育児参加休暇)</p> <p>第23条の2 育児参加休暇は、職員がその配偶者等の産前産後の期間に、育児に参加するための休暇とする。</p> <p>2 育児参加休暇は、職員の配偶者等の出産の日の翌日から当該出産の日以後1年を経過する日までの期間内において承認する。ただし、職員に当該職員又はその配偶者等と同居し、かつ、養育の必要がある子がある場合には、配偶者等の出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、16週間)前の日から当該出産の日以後1年を経過する日までの期間内において承認する。</p> <p>3 から 6 まで (現行に同じ)</p> <p>7 育児参加休暇を請求するときは、その配偶者等の母子手帳等を示さなければならない。ただし、第2項ただし書に規定する場合は、当該母子手帳等及び職員又はその配偶者等が子と同居していることを確認できる証明書等を示さなければならない。 (慶弔休暇)</p> <p>第25条 (現行に同じ)</p> <p>2 慶弔休暇は、日を単位として、次の各号に掲げる場合について、当該各号に定める日数の範囲内で承認する。</p> <p>(1) 職員が結婚する場合又はパートナーシップ関係を形成する場合 引き続き7日</p> <p>(2) 職員の親族その他の関係者(別表第4に掲げる者に限る。)が死亡した場合 教育委員会が承認した日から引き続き別表第4に掲げる日数</p> <p>(3) 職員の父母の追悼のための特別な行事を行う場合 1日</p> <p>3 (現行に同じ)</p> <p>4 教育委員会は、第2項第1号の場合において、慶弔休暇を承認するときは、結婚又はパートナーシップ関係の形成の事実を確認できる証明書等の</p> | <p>ないことが相当と認められる場合の休暇とする。</p> <p>2 から 6 まで (略) (出産支援休暇)</p> <p>第23条 出産支援休暇は、男子職員がその配偶者の出産に当たり、子の養育その他家事等を行うための休暇とする。</p> <p>2 出産支援休暇は、配偶者の出産の直前又は出産の日から起算して2週間の範囲内で、1日単位として2日以内で承認する。ただし、職務に支障がないと認めるときは、1時間を単位として承認することができる。</p> <p>3 から 5 まで (略)</p> <p>6 出産支援休暇を請求するときは、その配偶者の母子手帳等を示さなければならない。 (育児参加休暇)</p> <p>第23条の2 育児参加休暇は、男子職員がその配偶者の産前産後の期間に、育児に参加するための休暇とする。</p> <p>2 育児参加休暇は、男子職員の配偶者の出産の日の翌日から当該出産の日以後1年を経過する日までの期間内において承認する。ただし、男子職員に当該職員又はその配偶者と同居し、かつ、養育の必要がある子がある場合には、配偶者の出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、16週間)前の日から当該出産の日以後1年を経過する日までの期間内において承認する。</p> <p>3 から 6 まで (略)</p> <p>7 育児参加休暇を請求するときは、その配偶者の母子手帳等を示さなければならない。ただし、第2項ただし書に規定する場合は、当該母子手帳等及び職員又はその配偶者が子と同居していることを確認できる証明書等を示さなければならない。 (慶弔休暇)</p> <p>第25条 (略)</p> <p>2 慶弔休暇は、日を単位として、次の各号に掲げる場合について、当該各号に定める日数の範囲内で承認する。</p> <p>(1) 職員が結婚する場合 引き続き7日</p> <p>(2) 職員の親族(別表第4に掲げる親族に限る。)が死亡した場合 教育委員会が承認した日から引き続き別表第4に掲げる日数</p> <p>(3) 職員の父母の追悼のための特別な行事を行う場合 1日</p> <p>3 (略)</p> <p>4 教育委員会は、第2項第1号の場合において、慶弔休暇を承認するときは、結婚の事実を確認できる証明書等の提出を求めることができる。</p> |
|--|---|

| | |
|--|--|
| <p>提出を求めることができる。</p> <p>5 第2項第2号又は第3号の場合において、慶弔休暇を請求するときは、関係者の死亡又は父母の追悼のための特別な行事の事実を確認できる証明書等を示さなければならない。</p> <p>(ボランティア休暇)</p> <p>第28条 ボランティア休暇は、職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで社会に貢献する次に掲げる活動（専ら職員の親族、パートナーシップ関係の相手方、血族のパートナーシップ関係の相手方又はパートナーシップ関係の相手方の血族に対する支援となる活動を除く。）を行うため勤務しないことが相当と認められる場合の休暇とする。</p> <p>(1) 地震、暴風雨、噴火等により相当規模の災害が発生した被災地又はその周辺の地域における生活関連物資の配布その他の被災者を支援する活動</p> <p>(2) 障害者支援施設、特別養護老人ホームその他の主として身体上若しくは精神上の障害がある者又は負傷し、若しくは疾病にかかった者に対して必要な措置を講ずることを目的とする施設における活動</p> <p>(3) 前2号に掲げる活動のほか、身体上若しくは精神上の障害、負傷又は疾病により常態として日常生活を営むのに支障がある者の介護その他の日常生活を支援する活動</p> <p>(4) 国、地方公共団体等が主催、共催、協賛又は後援する事業を支援する活動</p> <p>2から4まで (現行に同じ)</p> <p>(短期の介護休暇)</p> <p>第29条の2 1から5まで (現行に同じ)</p> <p>6 短期の介護休暇を請求するときは、別記様式第9号(以下「状態等申出書」という。)をあらかじめ提出しなければならない。ただし、緊急かつやむを得ない事由により状態等申出書をあらかじめ提出することができなかつた場合には、事後において状態等申出書を提出しなければならない。</p> <p>7 (現行に同じ)</p> <p>(介護休暇)</p> <p>第30条 (現行に同じ)</p> <p>2 前項の規定による申請は、指定期間の指定を希望する期間の初日及び末日を別記様式第10号に記入して行うものとする。</p> <p>3 (現行に同じ)</p> <p>4 職員は、第2項の規定による申請に基づき前項若しくは第6項の規定により指定された指定期間を延長して指定すること又は当該指定期間若しくはこの項の申請(短縮の指定の申請に限る。)に基づき次項若しくは第6項の規定により指定された指定期間を短縮して指定することを申請することができる。この場合においては、改めて指定期間として指</p> | <p>5 第2項第2号又は第3号の場合において、慶弔休暇を請求するときは、親族の死亡又は父母の追悼のための特別な行事の事実を確認できる証明書等を示さなければならない。</p> <p>(ボランティア休暇)</p> <p>第28条 ボランティア休暇は、職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで社会に貢献する次に掲げる活動(専ら職員の親族に対する支援となる活動を除く。)を行うため勤務しないことが相当と認められる場合の休暇とする。</p> <p>(1) 地震、暴風雨、噴火等により相当規模の災害が発生した被災地又はその周辺の地域における生活関連物資の配布その他の被災者を支援する活動</p> <p>(2) 障害者支援施設、特別養護老人ホームその他の主として身体上若しくは精神上の障害がある者又は負傷し、若しくは疾病にかかった者に対して必要な措置を講ずることを目的とする施設における活動</p> <p>(3) 前2号に掲げる活動のほか、身体上若しくは精神上の障害、負傷又は疾病により常態として日常生活を営むのに支障がある者の介護その他の日常生活を支援する活動</p> <p>(4) 国、地方公共団体等が主催、共催、協賛又は後援する事業を支援する活動</p> <p>2 (略)</p> <p>(短期の介護休暇)</p> <p>第29条の2 1から5まで (略)</p> <p>6 短期の介護休暇を請求するときは、別記様式第11号(以下「状態等申出書」という。)をあらかじめ提出しなければならない。ただし、緊急かつやむを得ない事由により状態等申出書をあらかじめ提出することができなかつた場合には、事後において状態等申出書を提出しなければならない。</p> <p>7 (略)</p> <p>(介護休暇)</p> <p>第30条 (略)</p> <p>2 前項の規定による申請は、指定期間の指定を希望する期間の初日及び末日を別記様式第9号に記入して行うものとする。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 職員は、第2項の規定による申請に基づき前項若しくは第6項の規定により指定された指定期間を延長して指定すること又は当該指定期間若しくはこの項の申請(短縮の指定の申請に限る。)に基づき次項若しくは第6項の規定により指定された指定期間を短縮して指定することを申請することができる。この場合においては、改めて指定期間</p> |
|--|--|

定することを希望する期間の末日を別記様式第10号に記入して、教育委員会に申請しなければならない。

5から9 (現行に同じ)

10 前項の規定による申請は、延伸期間の指定を希望する期間の末日を別記様式第10号に記入して行うものとする。

11 (現行に同じ)

12 職員は、第10項の規定による申請に基づき前項若しくは第14項の規定により指定された延伸期間を延長して指定すること又は当該指定期間若しくはこの項の申請(短縮の指定の申請に限る。)に基づき次項若しくは第14項の規定により指定された指定期間を短縮して指定することを申請することができる。この場合においては、改めて指定期間として指定することを希望する期間の末日を別記様式第10号に記入して、教育委員会に申請しなければならない。

13から18まで (現行に同じ)

19 介護休暇の申請は、これを利用する日の前日までに別記様式第10号により行うものとする。

21 職員は、申請事由に変更が生じた場合には、別記様式第11号により教育委員会に届け出なければならない。

(介護時間)

第30条の2 1から4まで (現行に同じ)

5 介護時間の申請は、これを利用する日の前日までに別記様式第12号により行うものとする。

6 (現行に同じ)

7 職員は、申請事由に変更が生じた場合には、別記様式第11号により教育委員会に届け出なければならない。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

別表第4 (第25条関係)

| 関係者 | | 日数 |
|-----------------------------|----------------------|-----------|
| 配偶者 <u>又はパートナーシップ関係の相手方</u> | | 10日 |
| 血族 | 1 親等の直系尊属 (父母) | 10日 |
| | 同直系卑属 (子) | 10日 |
| | 2 親等の直系尊属 (祖父母) | 7日 |
| | 同直系卑属 (孫) | 5日 |
| | 同傍系者 (兄弟姉妹) | 5日 |
| | 3 親等の直系尊属 (曾祖父母) | 5日 |
| | 同傍系尊属 (伯叔父母) | 5日 |
| | 同傍系卑属 (甥姪) | 3日 |
| | 4 親等の傍系者 (従兄弟姉妹に限る。) | 1日 |
| | <u>姻族、右</u> | 1 親等の直系尊属 |

として指定することを希望する期間の末日を別記様式第9号に記入して、教育委員会に申請しなければならない。

5から9 (略)

10 前項の規定による申請は、延伸期間の指定を希望する期間の末日を別記様式第9号に記入して行うものとする。

11 (略)

12 職員は、第10項の規定による申請に基づき前項若しくは第14項の規定により指定された延伸期間を延長して指定すること又は当該指定期間若しくはこの項の申請(短縮の指定の申請に限る。)に基づき次項若しくは第14項の規定により指定された指定期間を短縮して指定することを申請することができる。この場合においては、改めて指定期間として指定することを希望する期間の末日を別記様式第9号に記入して、教育委員会に申請しなければならない。

13から18まで (略)

19 介護休暇の申請は、これを利用する日の前日までに別記様式第9号により行うものとする。

21 職員は、申請事由に変更が生じた場合には、別記様式第10号により教育委員会に届け出なければならない。

(介護時間)

第30条の2 1から4まで (略)

5 介護時間の申請は、これを利用する日の前日までに別記様式第10号の2により行うものとする。

6 (略)

7 職員は、申請事由に変更が生じた場合には、別記様式第10号により教育委員会に届け出なければならない。

(施行期日)

別表第4 (第25条関係)

| 親族 | | 日数 |
|-----|----------------------|-----------|
| 配偶者 | | 10日 |
| 血族 | 1 親等の直系尊属 (父母) | 10日 |
| | 同直系卑属 (子) | 10日 |
| | 2 親等の直系尊属 (祖父母) | 7日 |
| | 同直系卑属 (孫) | 5日 |
| | 同傍系者 (兄弟姉妹) | 5日 |
| | 3 親等の直系尊属 (曾祖父母) | 5日 |
| | 同傍系尊属 (伯叔父母) | 5日 |
| | 同傍系卑属 (甥姪) | 3日 |
| | 4 親等の傍系者 (従兄弟姉妹に限る。) | 1日 |
| | 姻族 | 1 親等の直系尊属 |

| | | |
|-------------|----------|----|
| <u>記の血族</u> | 同直系卑属 | 5日 |
| <u>のパート</u> | 2親等の直系尊属 | 3日 |
| <u>ナーシッ</u> | 同直系卑属 | 2日 |
| <u>プ関係の</u> | 同傍系者 | 2日 |
| <u>相手方又</u> | 3親等の直系尊属 | 1日 |
| <u>はパート</u> | 同傍系尊属 | 1日 |
| <u>ナーシッ</u> | 同傍系卑属 | 1日 |
| <u>プ関係の</u> | | |
| <u>相手方の</u> | | |
| <u>右記の血</u> | | |
| <u>族（以下</u> | | |
| <u>「姻族</u> | | |
| <u>等」とい</u> | | |
| <u>う。）</u> | | |

| | | |
|--|----------|----|
| | 同直系卑属 | 5日 |
| | 2親等の直系尊属 | 3日 |
| | 同直系卑属 | 2日 |
| | 同傍系者 | 2日 |
| | 3親等の直系尊属 | 1日 |
| | 同傍系尊属 | 1日 |
| | 同傍系卑属 | 1日 |

備考
1 生計を一にする姻族等の場合は血族に準ずる。
2 いわゆる代襲相続の場合において、祖先の祭具、墳墓等の承継を受けた者は1親等の直系血族（父母及び子）に準ずる。

別記様式第4号（第8条、第8条の2及び第8条の3関係）
【別添1のとおり】

別記様式第5号（第8条、第8条の2及び第8条の3関係）
【別添3のとおり】

別記様式第10号（第30条関係）
（現行に同じ）

別記様式第11号（第30条、第30条の2関係）
【別添5のとおり】

別記様式第9号（第29条の2関係）
（現行に同じ）

別記様式第12号（第30条の2関係）
【別添7のとおり】（新設）

備考
1 生計を一にする姻族の場合は血族に準ずる。
2 いわゆる代襲相続の場合において、祖先の祭具、墳墓等の承継を受けた者は1親等の直系血族（父母及び子）に準ずる。

別記様式第4号（第8条、第8条の2及び第8条の3関係）
【別添2のとおり】

別記様式第5号（第8条、第8条の2及び第8条の3関係）
【別添4のとおり】

別記様式第9号（第22条の2関係）
（略）

別記様式第10号（第22条の2関係）
【別添6のとおり】

別記様式第11号（第29条の2関係）
（略）

- 深夜勤務制限請求書
 超過勤務制限請求書
 早出遅出勤務請求書

| | | | |
|---|--|---|---|
| (任命権者) 殿 | | 請求年月日 年 月 日 | |
| 次のとおり | | を請求します | |
| <input type="checkbox"/> 養育 <input type="checkbox"/> 介護 | | <input type="checkbox"/> 深夜勤務の制限 <input type="checkbox"/> 超過勤務の制限 (幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例 <input type="checkbox"/> 第11条の2 <input type="checkbox"/> 第11条の3) <input type="checkbox"/> 早出遅出勤務 | |
| 請求者 所 属 氏 名 | | | |
| 1 請求に係る子又は要介護者 | 氏 名 | | 続柄 |
| | 子の生年月日 | 年 月 日生 <input type="checkbox"/> 出産予定日 年 月 日 | 養子縁組の効力が生じた日 年 月 日 |
| 2 職員の配偶者等で当該子の親である者の有無及び状況 | <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 深夜において就業している (深夜勤務の制限を請求する場合で、該当するときに記入) <input type="checkbox"/> 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により養育が困難である <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 産前6週間(多胎妊娠の場合にあっては14週間)又は産後8週間以内である | | |
| 3 要介護者の状態及び具体的な介護の内容 | | | |
| 4 請求に係る期間 | 深夜勤務の制限 | 年 月 日から | <input type="checkbox"/> 毎日 |
| | 早出遅出勤務 | 年 月 日まで | <input type="checkbox"/> 毎週 曜日 <input type="checkbox"/> その他 () |
| | 超過勤務の制限 | 年 月 日から | <input type="checkbox"/> 1年 <input type="checkbox"/> 月 (12月未満に限る) |
| 5 請求に係る早出遅出勤務の始業及び終業の時刻並びに当該時刻とする理由 | 時 分 始業 時 分 終業 | 【理由】 | |
| 注) 1 「子の生年月日」欄及び「養子縁組の効力が生じた日」欄は、子を養育するために請求する場合において記入する。なお、請求に係る子が請求の際に出生していない場合には、出産予定日欄に記入する。 2 「職員の配偶者等で当該子の親である者の有無及び状況」欄は、子を養育するために深夜勤務の制限を請求する場合において記入する。同欄の「深夜において就業している」とは、 <u>深夜における就業日数が1月に3日を超える</u> ことを言う。 3 「要介護者の状態及び具体的な介護の内容」欄は、要介護者を介護するために請求する場合において記入する。 4 子を養育するために早出遅出勤務又は深夜勤務の制限を請求する場合は、当該請求に係る子が満6歳に達する日以後の最初の3月31日以前の日を早出遅出勤務終了日又は深夜勤務制限終了日として請求する。 5 始業及び終業の時刻は、あらかじめ定められた早出遅出勤務に係る始業及び終業の時刻のうち、請求するものを記入する。 | | | |

- 深夜勤務制限請求書
- 超過勤務制限請求書
- 早出遅出勤務請求書

| | | | |
|---|--|---|---|
| (任命権者) 殿 | | 請求年月日 年 月 日 | |
| 次のとおり | | <input type="checkbox"/> 養育のため <input type="checkbox"/> 深夜勤務の制限のため <input type="checkbox"/> 超過勤務の制限のため <input type="checkbox"/> 介護 (幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例 第11条の2 □ 第11条の3) <input type="checkbox"/> 早出遅出勤務 | |
| 請求者 所 属 氏 名(自署) | | | |
| 1 請求に係る子又は要介護者 | 氏 名 | | 続柄 |
| | 子の生年月日 | 年 月 日生 <input type="checkbox"/> 出産予定日 年 月 日 | 養子縁組の効力が生じた日 年 月 日 |
| 2 職員の配偶者で当該子の親である者の有無及び状況 | <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 | <input type="checkbox"/> <u>就業している</u> <u>(早出遅出勤務の場合で、該当するときに記入)</u> <input type="checkbox"/> 深夜において就業している (深夜勤務の制限を請求する場合で、該当するときに記入) <input type="checkbox"/> 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により養育が困難である <input type="checkbox"/> 産前6週間(多胎妊娠の場合にあっては14週間)又は産後8週間以内である | |
| 3 要介護者の状態及び具体的な介護の内容 | | | |
| 4 請求に係る期間 | 深夜勤務の制限 | 年 月 日から 年 月 日まで | <input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> 毎週 曜日 <input type="checkbox"/> その他 () |
| | 早出遅出勤務 | | |
| | 超過勤務の制限 | 年 月 日から | <input type="checkbox"/> 1年 <input type="checkbox"/> 月 (12月未満に限る) |
| 5 請求に係る早出遅出勤務の始業及び終業の時刻並びに当該時刻とする理由 | 時 分 始業 時 分 終業 | 【理由】 | |
| 注) 1 「子の生年月日」欄及び「養子縁組の効力が生じた日」欄は、子を養育するために請求する場合において記入する。なお、請求に係る子が請求の際に出生していない場合には、出産予定日欄に記入する。 2 「職員の配偶者で当該子の親である者の有無及び状況」欄は、子を養育するために深夜勤務の制限又は早出遅出勤務を請求する場合において記入する。同欄の「(深夜において)就業している」とは、(深夜における)就業日数が1月に3日を超えることを言う。 3 「要介護者の状態及び具体的な介護の内容」欄は、要介護者を介護するために請求する場合において記入する。 4 子を養育するために早出遅出勤務又は深夜勤務の制限を請求する場合は、当該請求に係る子が満6歳に達する日以後の最初の3月31日以前の日を早出遅出勤務終了日又は深夜勤務制限終了日として請求する。 5 始業及び終業の時刻は、あらかじめ定められた早出遅出勤務に係る始業及び終業の時刻のうち、請求するものを記入する。 | | | |

育児又は介護の状況変更届

年 月 日 届出

(任命権者)

殿

所 属
氏 名

深夜勤務制限

次のとおり 超過勤務制限 に係る子の養育又は要介護者の介護の状況に

早出遅出勤務

ついて変更が生じたので届け出ます。

1 届出の事由

(1) 養育の状況の変更

子が死亡した

職員の子でなくなった

離縁 養子縁組の取消し 家事審判事件の終了

児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置の解除

同居しなくなった

職員の配偶者等で子の親であるものが深夜において常態として当該子を養育できる者に該当することとなった

(2) 介護の状況の変化

要介護者が死亡した

要介護者と職員との親族関係等が消滅した

(消滅の理由：)

2 届出の事実が発生した日

年 月 日

※ 1(1)中「職員の配偶者等で子の親であるものが深夜において常態として当該子を養育できる者に該当することとなった」は、深夜勤務制限の承認を受けている場合で、状況が変更したときのみ記入する。

育児又は介護の状況変更届

年 月 日 届出

(任命権者)

殿

所 属
氏 名 (自署)

深夜勤務制限

次のとおり 超過勤務制限 に係る子の養育又は要介護者の介護の状況に

早出遅出勤務

ついて変更が生じたので届け出ます。

1 届出の事由

(1) 養育の状況の変更

- 子が死亡した
- 職員の子でなくなった (離縁 養子縁組の取消し)
- 同居しなくなった
- 職員の配偶者で子の親であるものが深夜において常態として当該子を養育できる者に該当することとなった

(2) 介護の状況の変化

- 要介護者が死亡した
- 要介護者と職員との親族関係が消滅した

(消滅の理由：)

2 届出の事実が発生した日

年 月 日

※ 1(1)中「職員の配偶者で子の親であるものが深夜において常態として当該子を養育できる者に該当することとなった」は、深夜勤務制限の承認を受けている場合で、状況が変更したときのみ記入する。

申請事由変更届

年 月 日

(承認権者)
殿

所属
氏名

□介護休暇

次のとおり、 に係る申請事由に変更が生じたので届け出ます。

□介護時間

1 届出の事由

要介護者が死亡した。

要介護者が介護を要しない状態になった。

(内容)

要介護者との 親族関係等に変更があった。

(内容)

その他

(内容)

2 届出の事由が発生した日

年 月 日

介護休暇申請事由変更届

年 月 日

(承認権者)
殿

所属
氏名

次のとおり、介護休暇に係る申請事由に変更が生じたので届け出ます。

1 届出の事由

- 被介護者が死亡した。
 被介護者が介護を要しない状態になった。

| |
|------|
| (内容) |
|------|

- 被介護者との親族関係に変更があった。

| |
|------|
| (内容) |
|------|

- その他

| |
|------|
| (内容) |
|------|

2 届出の事由が発生した日

年 月 日

| | | |
|---------|-------|--|
| 承認権者確認 | 年 月 日 | |
| 介護休暇取消し | 年 月 日 | |

(日本産業規格A列4番)

介護時間承認申請書

| | | |
|----|-----|----|
| 所属 | 職層名 | 氏名 |
|----|-----|----|

| | | | | | | | | | | |
|------------------------------|---|---|---|-----------|----------|-----------|-----|--|-----------|-----|
| 要介護者に関する事項 | 氏名 | | 要介護者の状態及び具体的な介護の内容 | | | | | | | |
| | 続柄 | | | | | | | | | |
| | 介護が必要となった時期 年 月 日 | | | | | | | | | |
| 連続する3年の期間 年 月 日から 年 月 日まで | | | | | | | | | | |
| 請求の期間 | | | | 申請 年月日 | 申請 者印 | 承認の 可否 | 決 裁 | | 出勤簿 整理 | 備 考 |
| 年 月 日 | 時 間 | <input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認 | <input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認 | | | | | | | |
| 年 月 日から 年 月 日まで | <input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> その他 () | 午前 時 分～ 時 分 午後 時 分～ 時 分 | 年 月 日 | | | | | | | |
| 年 月 日から 年 月 日まで | <input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> その他 () | 午前 時 分～ 時 分 午後 時 分～ 時 分 | 年 月 日 | | | | | | | |
| 年 月 日から 年 月 日まで | <input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> その他 () | 午前 時 分～ 時 分 午後 時 分～ 時 分 | 年 月 日 | | | | | | | |
| 年 月 日から 年 月 日まで | <input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> その他 () | 午前 時 分～ 時 分 午後 時 分～ 時 分 | 年 月 日 | | | | | | | |
| 年 月 日から 年 月 日まで | <input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> その他 () | 午前 時 分～ 時 分 午後 時 分～ 時 分 | 年 月 日 | | | | | | | |
| 年 月 日から 年 月 日まで | <input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> その他 () | 午前 時 分～ 時 分 午後 時 分～ 時 分 | 年 月 日 | | | | | | | |

| 請求の期間 | | | 申請 年月日 | 申請 者印 | 承認の 可否 | 決 裁 | | 出勤簿 整理 | 備 考 |
|---------|----------------------------------|-------------|-----------|----------|------------------------------|-----------|-----------|-----------|-----|
| | | | | | | 承認 権者印 | 関与 者 印 | | |
| 年 月 日 | 時 間 | | 年月日 | 申請 者印 | 承認の 可否 | 承認 権者印 | 関与 者 印 | 出勤簿 整理 | 備 考 |
| 年 月 日から | <input type="checkbox"/> 毎日 | 午前 時 分～ 時 分 | 年 月 日 | | <input type="checkbox"/> 承認 | | | | |
| 年 月 日まで | <input type="checkbox"/> その他 () | 午後 時 分～ 時 分 | | | <input type="checkbox"/> 不承認 | | | | |
| 年 月 日から | <input type="checkbox"/> 毎日 | 午前 時 分～ 時 分 | 年 月 日 | | <input type="checkbox"/> 承認 | | | | |
| 年 月 日まで | <input type="checkbox"/> その他 () | 午後 時 分～ 時 分 | | | <input type="checkbox"/> 不承認 | | | | |
| 年 月 日から | <input type="checkbox"/> 毎日 | 午前 時 分～ 時 分 | 年 月 日 | | <input type="checkbox"/> 承認 | | | | |
| 年 月 日まで | <input type="checkbox"/> その他 () | 午後 時 分～ 時 分 | | | <input type="checkbox"/> 不承認 | | | | |
| 年 月 日から | <input type="checkbox"/> 毎日 | 午前 時 分～ 時 分 | 年 月 日 | | <input type="checkbox"/> 承認 | | | | |
| 年 月 日まで | <input type="checkbox"/> その他 () | 午後 時 分～ 時 分 | | | <input type="checkbox"/> 不承認 | | | | |
| 年 月 日から | <input type="checkbox"/> 毎日 | 午前 時 分～ 時 分 | 年 月 日 | | <input type="checkbox"/> 承認 | | | | |
| 年 月 日まで | <input type="checkbox"/> その他 () | 午後 時 分～ 時 分 | | | <input type="checkbox"/> 不承認 | | | | |
| 年 月 日から | <input type="checkbox"/> 毎日 | 午前 時 分～ 時 分 | 年 月 日 | | <input type="checkbox"/> 承認 | | | | |
| 年 月 日まで | <input type="checkbox"/> その他 () | 午後 時 分～ 時 分 | | | <input type="checkbox"/> 不承認 | | | | |
| 年 月 日から | <input type="checkbox"/> 毎日 | 午前 時 分～ 時 分 | 年 月 日 | | <input type="checkbox"/> 承認 | | | | |
| 年 月 日まで | <input type="checkbox"/> その他 () | 午後 時 分～ 時 分 | | | <input type="checkbox"/> 不承認 | | | | |
| 年 月 日から | <input type="checkbox"/> 毎日 | 午前 時 分～ 時 分 | 年 月 日 | | <input type="checkbox"/> 承認 | | | | |
| 年 月 日まで | <input type="checkbox"/> その他 () | 午後 時 分～ 時 分 | | | <input type="checkbox"/> 不承認 | | | | |
| 年 月 日から | <input type="checkbox"/> 毎日 | 午前 時 分～ 時 分 | 年 月 日 | | <input type="checkbox"/> 承認 | | | | |
| 年 月 日まで | <input type="checkbox"/> その他 () | 午後 時 分～ 時 分 | | | <input type="checkbox"/> 不承認 | | | | |

新旧対照表（抄）

○幼稚園教育職員の住居手当に関する規則

| 新（改正後） | 旧（現 行） |
|--|---|
| <p>（支給範囲） 第2条（現行に同じ） 2 条例第14条第1項に規定する公舎等で教育委員会規則で定めるものとは、次に掲げるものをいう。 （1）千代田区が職員及びその<u>世帯の構成員</u>を居住させるために設置した施設 （2）国、地方公共団体、公社、公団、民間企業等その名称を問わず雇用主が被雇用者及びその<u>世帯の構成員</u>を居住させるために設置した施設 <u>附 則</u> <u>（施行期日）</u> <u>この規則は、令和6年4月1日から施行する。</u></p> | <p>（支給範囲） 第2条（略） 2 条例第14条第1項に規定する公舎等で教育委員会規則で定めるものとは、次に掲げるものをいう。 （1）千代田区が職員及びその<u>家族</u>を居住させるために設置した施設 （2）国、地方公共団体、公社、公団、民間企業等その名称を問わず雇用主が被雇用者及びその<u>家族</u>を居住させるために設置した施設</p> |

新旧対照表（抄）

○学校職員服務取扱規程

| 新（改正後） | 旧（現行） |
|--|---|
| <p>（セクシュアル・ハラスメントの禁止）</p> <p>第10条 職員は、他の職員又はその職務に従事する際に接する職員以外の者を不快にさせる<u>性的な言動（性別により役割を分担すべきとする言動又は性的指向若しくは性自認に関する言動を含む。）を行ってはならない。</u></p> <p><u>附 則</u> <u>（施行期日）</u></p> <p><u>1 この訓令は、令和6年4月1日から施行する。</u></p> | <p>（セクシュアル・ハラスメントの禁止）</p> <p>第10条 職員は、他の職員又はその職務に従事する際に接する職員以外の者を不快にさせる<u>性的な言動を行ってはならない。</u></p> |

九段中等教育学校の入学適性検査の受検結果について

区立中高一貫教育校の九段中等教育学校は、令和6年度入学者決定のための適性検査を実施し、本年1月17日・18日に応募のあった610人のうち、548人が受検した（受検率89.8%、前年受検率91.4%）。

- 1 検査日
令和6年2月3日（土） 午前9時開始、午後0時15分終了
- 2 会場
九段中等教育学校（九段校舎・富士見校舎）
- 3 受検者数
区分A（千代田区民）
159人（募集人員80人） 受検倍率 1.99倍
区分B（千代田区民以外の都民）
389人（募集人員80人） 受検倍率 4.86倍
- 4 合格発表
2月9日（金）8：00 学校HP掲載、9：00 九段校舎に掲示
- 5 今後のスケジュール
 - ・3月9日（土）14：00 新入生ガイダンス
 - ・4月8日（月）10：30 入学式
- 6 受検状況

令和6年度

| 区分 | 募集人員(a) | 応募人員 | 受検者数(b) | 受検倍率(b/a) | 合格者数 |
|----|---------|------|---------|-----------|------|
| A | 80 | 177 | 159 | 1.99 | 80 |
| B | 80 | 433 | 389 | 4.86 | 80 |
| 合計 | 160 | 610 | 548 | | 160 |

※2月15日に予定していた追検査の受検希望者は、おりませんでした。

令和5年度

| 区分 | 募集人員(a) | | | 応募人員 | | | 受検者数(b) | | | 受検倍率(b/a) | | | 合格者数 | | |
|-----|---------|----|-----|------|-----|-----|---------|-----|-----|-----------|------|------|------|----|-----|
| | 男 | 女 | 計 | 男 | 女 | 計 | 男 | 女 | 計 | 男 | 女 | 計 | 男 | 女 | 計 |
| A | 40 | 40 | 80 | 104 | 104 | 208 | 95 | 91 | 186 | 2.38 | 2.28 | 2.33 | 40 | 40 | 80 |
| B | 40 | 40 | 80 | 177 | 230 | 407 | 157 | 219 | 376 | 3.93 | 5.48 | 4.70 | 40 | 40 | 80 |
| 合計 | 80 | 80 | 160 | 281 | 334 | 615 | 252 | 310 | 562 | | | | 80 | 80 | 160 |
| 特例A | | | | | | 0 | | | 0 | | | | | | |
| 特例B | | | 1 | | | 3 | | | 3 | | | 3.00 | 1 | 0 | 1 |

教育委員会行事予定表

教育委員会資料
令和6年2月13日
子ども総務課

| 月 | 日 | 曜 | 時刻 | 行事(事業名) | 場所等 | 出席者等 |
|---|----|---|--------|-----------------------------|-------------------|--------|
| 2 | 13 | 火 | 15:00~ | 教育委員会定例会 | 教育委員会室 | 教育委員出席 |
| 2 | 14 | 水 | | | | |
| 2 | 15 | 木 | | | | |
| 2 | 16 | 金 | | | | |
| 2 | 17 | 土 | | こども劇場 開校・開園30周年記念行事 | ふじみこ 麴町幼稚園・小学校 | 教育委員出席 |
| 2 | 18 | 日 | | | | |
| 2 | 19 | 月 | | | | |
| 2 | 20 | 火 | | | | |
| 2 | 21 | 水 | 15:00~ | 教育課題調査研究部会 研究発表会 | 神田一橋中学校 | |
| 2 | 22 | 木 | 13:30~ | 和泉小学校 研究発表会 13:30-公開授業開始 | 和泉小学校 | 教育委員出席 |
| 2 | 23 | 金 | | | | |
| 2 | 24 | 土 | | | | |
| 2 | 25 | 日 | | | | |
| 2 | 26 | 月 | | | | |
| 2 | 27 | 火 | 15:00~ | 教育委員会定例会 | 教育委員会室 | 教育委員出席 |
| 2 | 28 | 水 | | | | |
| 2 | 29 | 木 | | | | |
| 3 | 1 | 金 | | | | |
| 3 | 2 | 土 | 10:00~ | 九段中等教育学校卒業式 | 九段中等教育学校 | 教育委員出席 |
| 3 | 3 | 日 | | | | |
| 3 | 4 | 月 | 10:30~ | 雅楽教室 | 宮内庁楽部 | 教育委員出席 |
| 3 | 5 | 火 | | | | |

教育委員会行事予定表

| 月 | 日 | 曜 | 時刻 | 行事(事業名) | 場所等 | 出席者等 |
|---|----|---|------------------|------------------------------|-------------------------|----------|
| 3 | 6 | 水 | | | | |
| 3 | 7 | 木 | | | | |
| 3 | 8 | 金 | | | | |
| 3 | 9 | 土 | 14:00~ | 新入生ガイダンス | 九段中等教育学校 | |
| 3 | 10 | 日 | | | | |
| 3 | 11 | 月 | | | | |
| 3 | 12 | 火 | 15:00~ | 教育委員会定例会 | 教育委員会室 | 教育委員出席 |
| 3 | 13 | 水 | | | | |
| 3 | 14 | 木 | | | | |
| 3 | 15 | 金 | | | | |
| 3 | 16 | 土 | 10:00~ 11:30~ | 保育園卒園式 お茶の水小学校・幼稚園 落成を祝う会 | 各保育園 お茶の水小学校・幼稚園 新校舎 | 区長、教育委員等 |
| 3 | 17 | 日 | | | | |
| 3 | 18 | 月 | 10:00~ | 幼稚園・こども園修了式 | 各幼稚園・こども園 | 教育委員出席 |
| 3 | 19 | 火 | 10:00~ | 中学校卒業式 | 各中学校 | 教育委員出席 |
| 3 | 20 | 水 | | | | |
| 3 | 21 | 木 | | | | |
| 3 | 22 | 金 | | | | |
| 3 | 23 | 土 | | | | |
| 3 | 24 | 日 | | | | |
| 3 | 25 | 月 | 10:00~ | 小学校卒業式 | 各小学校 | 教育委員出席 |
| 3 | 26 | 火 | 15:00~ | 教育委員会定例会 | 教育委員会室 | 教育委員出席 |
| 3 | 27 | 水 | | | | |

「広報千代田」
2月20日号広報原稿一覧

子ども部、地域振興部（文化振興課、生涯学習・スポーツ課）

13件

| 課 | 件名 | 事業の概略 (体言止めで記入) | とき | 会場 | 主催者 | |
|----|------------|---|--|---|--------------------|---------------|
| | | | 開催日・開催期間 | 住所は区立施設以外のみ記入 | 区以外が主催のとき | |
| 1 | 文化振興課 | 区共催「第38回ちよだサロンコンサート」 | 千代田区で活動する音楽団体が参加し、内幸町ホールにおいて室内楽や合唱を披露する | 3月2日13時30分～16時 | | 千代田区文化芸術協会 |
| 2 | 文化振興課 | 昼休みコンサート | 区民ホールで開催するお昼休みの無料のコンサート | 3月19日（火）12時～13時 | 区民ホール | |
| 3 | 文化振興課 | 特別研究室企画展示 「内田嘉吉文庫に見る 民族衣装の世界—19世紀・服飾による異文化との出会い」 | 蔵書から民族衣装を紹介する | 2月1日（木）～3月31日（日） | 日比谷図書文化館（日比谷公園1-4） | 日比谷図書文化館 |
| 4 | 文化振興課 | 千代田図書館おはなし会 | 毎月開催している千代田図書館のおはなし会 | 3月10日（日）11時～ | 子ども室（区役所10階） | 千代田図書館 |
| 5 | 文化振興課 | 千代田区日本文化フェスティバル | 茶道・短歌・華道・和歌などの日本文化ワークショップやショーの開催 | 3月22日（金）～24日（日） | ちよだアートスクエア | メドフィカ |
| 6 | 文化振興課 | 内幸町ホール文化祭 | 区内を主な活動拠点としている文化団体の活動成果発表会 | 3月4日（月）～3月10日（日） | 内幸町ホール | 内幸町ホール |
| 7 | 生涯学習・スポーツ課 | 区内生涯学習交流事業 九段フェス2024 -Culture Travel- | 九段生涯学習館を舞台とした祭典『九段フェス2024』『Culture Travel』をテーマにサークルの舞台発表、当館の取り組みを紹介する展示やミニ講座を開催 来場のみなさまには当館オリジナルグッズをプレゼント（なくなり次第終了） | 【舞台発表】 3月23日（土）12時30分～18時 3月24日（日）10時～18時 【展示】 3月23日（土）、24日（日）10時～18時 【ミニ講座】 3月23日（土）、24日（日）10時～18時 | 九段生涯学習館 | 九段生涯学習館 |
| 8 | 生涯学習・スポーツ課 | 令和6年度日曜青年教室受講生募集 | 令和6年度日曜青年教室の受講生募集 | | 九段生涯学習館ほか | |
| 9 | 生涯学習・スポーツ課 | 令和6年度日曜青年教室ボランティア募集 | 令和6年度日曜青年教室ボランティアの募集 | 4月～令和7年3月の日曜（原則月2回）のうち参加できる日 | 九段生涯学習館ほか | |
| 10 | 生涯学習・スポーツ課 | さくらコンサート | 昌平童夢館利用団体有志が、さくら基金のためのコンサートを開催 | 3月3日（日）14時開演（13時30分開場） | 昌平童夢館 | さくらコンサート実行委員会 |
| 11 | 生涯学習・スポーツ課 | 水泳講習会（スキルアップ） | 中学生を除く15歳以上の区内在住・在勤・在学者を対象にした講習会を開催 | 4月10日（水）・17日（水）・24日（水）（全3回）18時45分～20時15分 | 麴町小学校 プール | 千代田区水泳連盟 |

| 課 | 件名 | 事業の概略 (体言止めで記入) | とき | 会場 | 主催者 |
|----|-----------------------------------|------------------------------------|----------------|------------------------------|----------------|
| | | | 開催日・開催期間 | 住所は区立施設以外のみ記入 | 区以外が主催のとき |
| 12 | 生涯学習・スポーツ課 千代田区陸上競技選手権大会 | 区内在住・在勤・在学者、日本陸上競技連盟登録者を対象にした大会を開催 | 4月14日（日）9時～ | スピアーズえどりくフィールド（江戸川区清新町2-1-1） | 千代田区体育協会 |
| 13 | 生涯学習・スポーツ課 東京マラソン2024交通規制にご協力を | 東京マラソン2024開催に伴う交通規制の周知 | 3月3日（日）7時～（予定） | 東京都内 | 一般財団法人東京マラソン財団 |